

# 仕 様 書

戸田ボートレース企業団  
施 設 課

## 1 工 事 名

発走台周辺配線配管撤去工事

## 2 工事場所

埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号  
戸田モーターボート競走場 水面際

## 3 工 期

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 0 日まで（完成検査含む）

※ 令和 9 年 3 月は予備日として扱うこと

## 4 工事概要

水面際において、不要となった配線及び配管が多数残地され、煩雑な状態となっている。工事や配線特定の際に支障となることから、使用していないことが明確である配線及び配管等を撤去するものである。

## 5 工事内容

### (1) 現場調査の実施

現場調査の実施及び施工計画等の策定を行う。

重要配線等（競技用信号設備等）が存在するため、別紙「参考資料」を参照の上、設置場所、既存設備、配線及び配管の設置状況、活線状況、使用状況、撤去対象等の各種調査を実施し、施工計画書を作成するものとする。また、既設競技用信号設備のメーカー等へ適宜ヒアリング調査を実施するものとする。

### (2) 仮設工事

対象場所は水面際護岸周辺等であることから、作業範囲に対して適宜足場の設置や作業車を使用した施工を計画するものとする。また、養生及び転落防止対策物等を設置するものとする。なお、レース運営に支障を及ぼす恐れがあることから、水際足場は、工事期間中の常設は不可能である。留意のうえ仮設物等は非開催日のみに設置し、レース開催期間中は都度設置物を撤去するものとする。

### (3) 撤去工事

既設設備等の撤去及び廃棄、本工事による発生材の廃棄を行う。

別紙「添付資料」及び「参考資料」を参照の上、起点プルボックス等より不要な配線及び配管、LPG配管、制御盤、付帯物等の撤去を行う。

- ア 不要配線の撤去
- イ 不要配管の撤去
- ウ 不要制御盤の撤去
- エ 不要LPG配管の撤去
- オ 不要ダクト、プルボックス、付帯物等の撤去
- カ 電工作業（離線、結線、検電、絶縁処理等）
- キ 補修作業
  - (7) 撤去作業後、残置配管等が脱落しないよう配管支持材設置等の補修
  - (イ) 配管切断部及び端部の補修
  - (ロ) プルボックス等へ金属製カバープレート等設置の補修
  - (エ) 金属製カバープレート等の塗装（反射防止）
  - (オ) 配管及び鋼材切断端部等の防食処理塗装
- ク 撤去物等の処理
  - (7) 産業廃棄物となる撤去物及び本工事による発生材等の廃棄を行う。  
（要マニフェスト）
  - (イ) 有価物は有価物控除として計上するものとする。  
（要マニフェスト）
- (4) 撤去物数量は概算数量であり、撤去総量等に基づき協議を実施し、契約額とともに増減するものとする。また有価物控除数量は概算数量であり、発生量等に基づき協議を実施し、精算するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない各種仕様及び数量等は、積算書及び参考資料等を参照するものとする。
- (6) 本仕様書や質疑回答に記載のない場合であっても、工事施工上当然に必要なとされる項目については本工事に含む。
- (7) 当該対象箇所の配線等敷設状況は煩雑となっていることから、現場調査により使用先機器等が判明しているものは、協議及び調整のうえ許可を得たものについては電源を切ることを可能とする。なお、他者所有配線等が存在するため留意すること。

## 6 作業日及び作業時間

工事作業は、当該施設のレース開催中を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。水面上での作業は午後4時30分頃までとし、自場における開催日及び前検日、漕艇大会日等は水面上での作業は行えないため十分留意すること。また、レース非開催日は漕艇の練習が行われているため、十分な安全措置を図ること。

別添「日程表（案）」を参照のうえ、記載の作業可能予定日にて施工計画を行うものとする。なお、工事作業（電工作業含む）を伴わない現場調査であって、事前に監督職員と協議し承諾を得た場合については自場における前検日の作業終了後（15時30分頃）の実施を可能とする。

夜間に実施を要する作業及び緊急を要する作業、営業終了後等の作業を行う必要が生じた場合は、事前に監督職員と協議し承諾を得ること。

## 7 搬入作業及びTBSラジオ電波塔について

競走場近傍に設置された電波塔の影響により、クレーンが帯電し停止または故障する事例を確認している。大型重機（搬入物含む）や金属製足場等を使用する場合は、感電や発熱等の障害に十分留意して事故の無いように実施すること。

また、接地等の処置や必要に応じてTBSラジオ電波の停波予定の確認及び事前協議を実施のうえ、施工計画を策定すること。

## 8 他工事との関連

工事施工にあたり他工事のとの同時施工がある場合、工事全体を熟知し、工程表に従って監督員と十分な打合せを行うこと。併せて他工事の受注者との連絡を密にし、協議の上、工事進捗に支障のないよう施工し、全体工事の完成に協力しなければならない。

## 9 適用基準及び関係法令等の遵守

以下の適用基準等（下記のうち本業務に係るものに限る）に準拠する。

### (1) 積算

- ア 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

### (2) 仕様書

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ウ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ケ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- コ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- サ 埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書

(3) 準拠法令

- ア モーターボート競走法
- イ 都市計画法
- ウ 都市公園法
- エ 建築基準法、同施行令、通達
- オ 電気設備技術基準
- カ 消防法
- キ 廃棄物処理法
- ク その他関係法令及び基準を遵守して施工、届出、検査を実施すること。

1 0 完成図書

成果品として、下記の書類一式を提出すること。

なお、作成する際には、監督員の指示を仰ぐこと。

(1) 竣工図書 2部 (パイプ式ファイル)

- ア 契約書及び仕様書の写し、積算内訳書
- イ 完成図
- ウ 作業日報 (工事経過の記録簿)
- エ 工事写真  
工事写真は着工前、作業中、完成後とし、作業日及び工程名称を記載したものと撮影する。
- オ 取扱説明書、保証書、検査成績書、出荷証明、保全に関する資料等  
期間は明確に記載し、マニュアルなどは日本語を使用していること。
- カ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) コピー可
- キ その他、監督職員の指示したもの

(2) CD-R媒体 1部

- ア データのファイル形式はJWW、PDF、JPGとする

1 1 貸与図書

- (1) 仕様書 (本書) (2) 積算書 (3) 添付資料及び参考資料 (4) 日程表

※ 添付資料：当該工事対象資料、参考資料：過去調査時資料

1 2 その他

- (1) 着工に先立ち、着工届、現場代理人等届、現場員届、工程表を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。
- (2) 上記に加え、速やかに施工体制表を作成し、協力業者を使用する場合は発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は施工日毎に工事作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるように保管すること。
- (4) お客様や第三者への安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に監督員と調整を行うこと。

- (5) 工事中は、工事名、請負業者名、名札を着用すること。
- (6) 搬入資材等については、監督職員の立会い検査を受けること。  
(工事名、日時、請負業者名、検査項目、材料名等と監督職員立会の写真を撮ること)
- (7) 工事終了後、受注者は速やかにしゅん工届及び検査願を作成し、検査員による検査に合格しなければならない。
- (8) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、工事施工上必要な諸官庁への手続き及び石綿事前調査、報告申請等が発生した場合、費用は受注者の負担にて速やかに手続きを行うこと。  
なお、ボートレース場周辺の道路は大型車両進入禁止区域の為、所管公署である蕨警察署へ事前調整を行うこと。
- (9) 本工事の施工及び機器等の導入に当たっては、適切な養生を行い、導入先の施設及び導入する機器等に損害を与えないこと。また、導入の際に使用した梱包材等は、受注者が処分すること。  
なお、既存施設に対し汚損、毀損等を生じさせた場合は受注者の負担とし、直ちに復旧を行う。
- (10) 受注者は当ボートレース場の開催日程を十分把握し、いかなる場合においても開催運営に支障を生じさせないように対処すること。
- (11) 水面での搬入に伴い、戸田ボートレース企業団が所有する船舶を利用する場合は申請の上許可を得ること。なお、操船者及び燃料は受注者にて手配するものとする。
- (12) 工事実施に伴う電源等は供給可とする。  
ただし、現場事務所をボートレース場敷地内に設置する場合は、発注者の承認を受けなければならない。
- (13) 契約締結後の諸物価及び労務費等の市場変動があっても請負金額の変更は行わないこと。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合には、速かに監督員と協議し対処するものとする。  
また、本仕様書及び参考図面等に明記がなく施工上必要と思われることで、現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配線の位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額の増減と工期の変更をしないものとする。
- (15) 受注者は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。  
ア その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し発注者又は第三者

に損害を与えたとき。

イ 規定により契約解除をし、発注者が損害を受けた場合は、申出により受注者は誠意をもって賠償に応じなければならない。

- (16) 検査後、1年間の間に納入機器等を正常に使用した状態で不具合が発見された場合には、受注者の責任、負担において迅速に修理、修復または交換を行うこと。
- (17) 受注者は本役務に係り、知りえた機密事項やその他の情報について、守秘義務を遵守するものとする。詳細については別に締結する契約書の定めに従うこと。
- (18) 電子請求書は未対応の為、紙請求書の提出を必須とする。なお、紙請求書の発行における手数料が発生する場合は、見積金額に含めるものとする。